工 事 請 負 契 約 書（案）

１　工事の番号・名称　　工事番号　第１８－７９５１０－０００２号
工 事 名　西会津高校空調設備整備工事

２　工 事 の 場 所　　耶麻郡西会津町野沢字上條道東地内（西会津高等学校）

着　工　　平成　　年　　月　　日
３　工　　期
完　成　　平成　　年　　月　　日

４　工事請負代金の額　　金　　円　也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円　也

５　契 約 保 証 金　　金　　円　也

上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本通２通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

住所　福島県耶麻郡西会津町野沢字上條道東甲２５６番地
発注者
氏名　福島県立西会津高等学校　吉井　秀樹　　印

住所
受注者
氏名　　印

特約条項

第１　受注者は、約款第４条第１項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注　この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第２以下の各条項を１条繰り上げること。）

第２　約款第37 条第１項ただし書きの表中請負代金額2,000 万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第34 条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6 項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

第４　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一つの工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５　約款第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。